

## 第1編 総則

### 第1章 計画の方針

#### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南山城村の地域に係る防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

- 1 南山城村の区域に係る防災に関し、村及び村の区域を所轄する指定地方行政機関、府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び南山城村の概況と災害の記録
- 2 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防、避難の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
- 4 被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 その他必要な事項

#### 第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次の理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えをより一層充実して、その実践を促進する住民運動を展開して、災害に強いまちづくりに努めるとともに、事業継続（BCP）により、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・啓発・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。

- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等、住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 6 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 7 南山城村、京都府だけでは対応することが困難な災害については、京都府を通じて、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。
- 8 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。

### 第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について、南山城村防災会議（以下「村防災会議」という。）が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を村防災会議に提出するものとする。

資料編 「資料1 関係条例等」

### 第4節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 1 災対法    | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法    | 災害救助法（昭和22年法律第118号）   |
| 3 府      | 京都府                   |
| 4 府防災計画  | 京都府地域防災計画             |
| 5 村防災計画  | 南山城村地域防災計画            |
| 6 災害対策本部 | 南山城村災害対策本部            |

資料編 「資料1 関係条例等」

### 第5節 計画の周知徹底

この計画は、南山城村防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において日頃から研究訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画は必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底を図るものとする。

## 第6節 計画の運用

この計画に掲げた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

## 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

### 第1節 南山城村

- (1) 村防災会議及び村災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- (7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (8) 避難指示等の発令
- (9) 災害の防除と拡大の防止
- (10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者に対する防災上必要な措置
- (11) 避難所における良好な生活環境の確保
- (12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (13) 被災企業等に対する融資等の対策
- (14) 被災した村施設の応急対策
- (15) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (16) 災害時における文教対策
- (17) 災害対策要員等の動員
- (18) 災害時における交通、輸送の確保
- (19) 被災施設の復旧
- (20) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (21) 被災者の援護を図るための措置
- (22) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

### 第2節 京都府

#### 1 京都府山城広域振興局

- (1) 京都府山城広域災害対策支部に関する事項
- (2) 防災に関する組織の整備と訓練

- (3) 災害に関する予警報の連絡
  - (4) 村、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整
  - (5) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
  - (6) 被災企業等に対する融資等の対策
  - (7) 被災者の救助保護
- 2 京都府山城南土木事務所
- (1) 災害に関する予警報の連絡
  - (2) 河川、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急対策
  - (3) 防災資材の整備点検及び調達輸送
  - (4) 災害時における水防活動の指導
  - (5) 被災公共土木施設の災害復旧
- 3 京都府山城南保健所
- (1) 防疫用薬品の確保
  - (2) 医療救護、防疫対策
  - (3) 医療機関の被害状況調査及び応急対策
- 4 京都府山城教育局
- (1) 災害時における文教対策
  - (2) 本村が処理する事務、業務、事業の指導調整、指示及びあっせん等
- 5 京都府木津警察署
- (1) 災害に関する情報収集及び広報
  - (2) 被災者の救出救助及び避難措置
  - (3) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
  - (4) 被災地及びその周辺の交通規制
  - (5) 危険物の保安措置
  - (6) 災害警備用資機材の整備充実

### 第3節 指定地方行政機関

- 1 近畿管区警察局
- (1) 管区内警察の指導調整に関すること
  - (2) 他管区警察局との連携に関すること
  - (3) 関係機関との協力に関すること
  - (4) 情報の収集及び連絡に関すること
  - (5) 警察通信の運用に関すること
- 2 近畿財務局
- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
  - (2) 地方公共団体に対する災害融資
  - (3) 国有財産の無償貸付等
  - (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

- (1) 救援等に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付け
- (7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

5 近畿中国森林管理局

- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (3) 国有林における荒廃地の復旧
- (4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
- (4) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援

7 中部近畿産業保安監督部 近畿支部

- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者及び倉庫業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 国土交通省管理公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 国土交通省管理公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 国土交通省管理公共土木施設の二次災害の防止に関すること

- (7) 国土交通省管理公共土木施設の復旧に関すること
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
- 10 大阪航空局大阪空港事務所
  - (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
  - (2) 遭難航空機の捜索及び救助
- 11 大阪管区气象台
  - (1) 地震の観測並びにこれに関する資料の収集
  - (2) 地震に関する情報の発表及び通知
  - (3) 地震に関する知識の普及並びに資料の提供
- 12 近畿総合通信局
  - (1) 電波及び有線電気通信の監理
  - (2) 非常時における重要通信の確保
  - (3) 非常通信協議会の育成指導
- 13 京都労働局
  - (1) 産業災害予防対策
  - (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施
  - (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保
- 14 近畿地方環境事務所
  - (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること
  - (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

#### 第4節 自衛隊

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

#### 第5節 指定公共機関

- 1 西日本電信電話株式会社（京都支店）
  - (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
  - (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
  - (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
  - (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
  - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

- 2 KDDI株式会社（関西総支社）
  - (1)～(5) (同上)
- 3 株式会社NTTドコモ関西支社
  - (1)～(5) (同上)
- 4 ソフトバンク株式会社
  - (1)～(5) (同上)
- 5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
  - (1)～(5) (同上)
- 6 日本赤十字社（京都府支部）
  - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
  - (2) 災害時における被災者の救護保護
  - (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
  - (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分
- 7 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社、大阪支社）
  - (1) 鉄道施設等の保全
  - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
  - (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力
- 8 日本放送協会（京都放送局）
  - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
  - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
- 9 関西電力株式会社
  - (1) ダム施設等の整備と防災管理
  - (2) 災害時における電力供給
  - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 10 関西電力送配電株式会社
  - (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
  - (2) 災害時における電力供給
  - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 11 日本銀行（京都支店）
  - (1) 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導
- 12 日本通運株式会社（京都支店）
  - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 13 福山通運株式会社
  - (1) (同上)
- 14 佐川急便株式会社
  - (1) (同上)
- 15 ヤマト運輸株式会社
  - (1) (同上)
- 16 西濃運輸株式会社



- (1) (同上)
- 17 独立行政法人水資源機構（木津川ダム総合管理所）
  - (1) ダム施設等の維持管理と防災管理
- 18 日本郵便株式会社（京都中央郵便局）
  - (1) 災害時における郵便物の送達の確保
  - (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
  - (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - (5) 郵便局の窓口業務の維持

### 第6節 相楽中部消防組合消防本部

- (1) 消防施設・消防体制の整備
- (2) 救急及び救助施設・体制の整備
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
- (4) 防災知識の啓発
- (5) 負傷者等の救急・救助活動
- (6) 火災発生時の消火活動
- (7) 水防活動の協力・援助
- (8) 被災者の援助・救援
- (9) 被害に関する通信連絡及び調査

### 第7節 指定地方公共機関

- 1 株式会社京都放送
  - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
  - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 2 一般社団法人京都府医師会
  - (1) 災害時における医療救護の実施
- 3 株式会社エフエム京都
  - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
  - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 4 関西鉄道協会
  - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 5 一般社団法人京都府バス協会
  - (1) 協会所属各社との連絡調整

- 6 一般社団法人京都府トラック協会
  - (1) (同上)
- 7 一般社団法人京都府LPガス協会
  - (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
  - (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
  - (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
- 8 公益社団法人京都府看護協会
  - (1) 災害時における医療救護の実施
  - (2) 避難所における避難者の健康対策
- 9 一般社団法人京都府薬剤師会
  - (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
  - (2) 調剤業務及び医薬品の管理
- 10 一般社団法人京都府歯科医師会
  - (1) 避難所における避難者の健康対策
  - (2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

## 第8節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 土地改良区
  - (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
  - (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
  - (3) たん水の防排除施設の整備と活動
- 2 自動車運送機関（三重交通（株）、奈良交通（株））
  - (1) 安全輸送の確保
  - (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
- 3 (株)KCN京都
  - (1) 災害時の通信手段の確保
  - (2) 災害を受けた通信設備の早期復旧
  - (3) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- 4 報道機関
  - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
  - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 5 JA京都やましろ、南山城村森林組合、木津川漁業組合
  - (1) 共同利用施設等の災害応急対策及び復旧
  - (2) 被災組合員に対する融資又はあっせん
  - (3) 生産資材等の確保又はあっせん
- 6 病院等経営者
  - (1) 避難施設の整備と避難の訓練

- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
- 7 金融機関
  - (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
- 8 液化石油ガス取扱機関
  - (1) 液化石油ガスの防災管理
  - (2) 災害時における液化石油ガスの供給
- 9 区及び自治会
  - (1) 地域内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報
  - (2) 地域内に発生した事項についての応急措置
  - (3) 各種機関に対する協力
- 10 商工会等
  - (1) 副食物販売業者、生活必需品販売業者等の調査名簿作成及び物資調達協力
  - (2) 副食物、生活必需品の購入に対する協力

## 第3章 南山城村の地勢と概要

### 第1節 位置と概況

本村は、東経 135 度 59 分、北緯 34 度 46 分、京都府の東南端に位置し、京都府庁から 44 キロメートルの距離にあり、滋賀、三重、奈良の三県に隣接している。北部一帯は、笠置山脈で和束町及び滋賀県甲賀市に、南は奈良県奈良市に、西は笠置町と奈良市にそれぞれ接している。総面積は 64.11 k m<sup>2</sup>である。

### 第2節 地形及び地質

#### 1 地形

本村は、四方を山に囲まれ、ぼう大な山林が面積の大半を占める府下唯一の村である。村の南部から名張川が流れ、途中に高山ダムがあり、東部から伊賀川が流れて夢絃峡で合流して木津川となり、村の中央部を西方に貫流して隣接する笠置町を通過して淀川に注いでいる。

本村の地形は木津川をはさんで南部は標高 150～200 メートル程度のなだらかな台地を形成しているが、北部は木津川からいきなり高度を増して標高約 600 メートルに達した後、なだらかな下り傾斜面を形成している。

道路整備を進めつつあるものの、木津川に沿った急斜面は南北間の大きな交通障害となっており、北部の野殿・童仙房と中央部・南部との地域間の交流に制約を加えている。

#### 2 地質

本村においては、村域の大部分が花崗岩地帯で、一部三紀層、旧洪積層からなっている。花崗岩は地下に貫入したマグマが徐々に冷却して固結した岩石で、深成岩に属する火成岩である。粗粒・等粒状で淡紅色の長石を含むのが特徴で、地表より数十メートルにもわたって深層風化していることが多い。これらはマサとよばれる砂土となっており、強い降雨により容易に浸食され、土砂流となって流下し、土砂災害を引き起こすことがある。また、地震の発生時にも崩壊を招く例がある。

### 第3節 京都府域における地震活動

#### 1 既往被害地震

京都府域に被害をもたらした主な地震の一覧を文献から引用し次表に示す。また、近畿地方における大地震の分布を次図に示す。

第1編 総則  
第3章 南山城村の地勢と概要

<京都府域における主な地震記録>

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 暦 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
1	701. 5. 12	丹波の地震	35.6 135.4	7.0	『続日本紀』大宝元年3月26日、「丹波地震三日(丹後分国は713年)」。『丹後風土記残欠』に当時南北6.4 km、東西2.4kmの島であった凡海郷(おおしまのおおさと)の大部分海没、現在の冠島、杵島のみが残ったとの伝承を収録。(大日本地震資料・文部省震災予防調査会、昭和16年)。事実とすればこの付近一帯に相当な地変が起こり、若狭湾岸には津波があったものと思われる。
2	827. 8. 11	京都の地震	35.0 135.6	6.5 ~ 7	天長4年7月12日京都の直下型。舎屋倒壊多く、翌年6月までに70回程の余震。
3	856. (月日不詳)	京都の地震		6 ~6.5	斉衡3年3月、京都とその南方で建造物に若干の被害。
4	868. 8. 3	播磨・山城の地震	34.8 134.8	≥7.0	貞観10年7月8日、姫路付近(最近の調査では三田付近、山崎断層延長上)。京都に軽微な被害。
5	881. 1. 13	京都の地震		6.4	元慶4年12月6日、直下型か?宮城、官庁、民家等建造物にかなりの被害。余震は翌年2月頃まで50回以上。
6	887. 8. 26	五畿七道の地震	33.0 135.0	8 ~8.5	仁和3年7月30日。大津波あり溺死者多数。京都でも圧死者及び倒壊多数。
7	890. 7. 10	京都の地震		6	寛平2年6月16日。家屋が傾き、倒壊寸前のものがあった。
8	934. 7. 16	京都の地震		6	承平4年5月27日。2回の地震があり、築垣多数が転倒。
9	938. 5. 22	京都・紀伊の地震	35.0 135.8	7	天慶元年4月15日。宮中の内膳司倒れて死者4人、建造物被害も多数。高野山でも小建造物に被害。推定震源はやや不正確だが、東山付近。余震多数。
10	976. 7. 22	山城・近江の地震	34.9 135.8	≥6.7	貞元元年6月18日、震源は前回の地震にほど近いところ。京都で死者50人以上、宮城諸司をはじめ寺院の倒壊など多数。近江でも国府庁、国分寺その他にかなりの被害。2か月間に100回ほどの余震。地震により「貞元」と改元。
11	1041. 8. 25	京都の地震			長久2年7月20日。法成寺の鐘楼転倒。
12	1070. 12. 1	山城・大和の地震	34.8 135.8	6 ~6.5	延久2年10月20日、震源は綴喜郡~相楽郡付近。奈良 東大寺の巨鐘落ち、京都で家々の築垣破損。

第1編 総則  
第3章 南山城村の地勢と概要

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 暦 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
13	1091. 9. 28	山城・大和の地震	34.7 135.8	6.2 ~6.5	寛治5年8月7日、奈良県境付近か。法成寺の丈六の仏像倒れ、その他の建物にも被害。大和では金峰山金剛蔵王宝殿破損。
14	1093. 3. 19	京都の地震		6 ~6.3	寛治7年2月14日。所々の塔破損。
15	1096. 12. 17	畿内・東海道の地震	34.0 137.5	8 ~8.5	永長元年11月24日、遠州灘~熊野灘(東南海型)。伊勢、駿河にかなりの津波被害。京都では震動の大きい割には被害は小。大極殿小破。東寺の塔の九輪落ち、法成寺、法勝寺にも小被害。奈良で東大寺の巨鐘また落ち、薬師寺回廊転倒。近江では勢多橋落ちる。
16	1177. 11. 26	大和の地震	34.7 135.8	6 ~6.5	治承元年10月27日。東大寺の巨鐘またも落ち、大仏に損傷。京都でも強震。
17	1185. 8. 13	近江・山城・大和の地震	35.0 135.8	7.4	文治元年7月9日。被害の中心は京都、特に白川辺で大。東山一带およびその他の寺院でも堂塔の損壊多数。民家、築垣倒壊、死者も多数。宇治橋落ち、渡橋中の10人落ち死者1人。比叡山の諸建物多数倒壊、損傷。琵琶湖の水北流し水減じ、後に旧に復す。近江の田3町歩淵となる。推定震源は東山付近だが、地変の様相から琵琶湖南部付近の可能性も。
18	1245. 8. 27	京都の地震			寛元3年7月27日。壁・築垣や所々の屋やに破損が多かった。
—	1299. 6. 4	大阪・畿内の地震			正安元年4月25日。大阪天王寺の金堂、京都南禅寺の堂社倒れ、畿内の死者1万余。『本朝年代記』によるが、他の史料になく疑わしい地震。
19	1317. 2. 24	京都の地震	35.0 135.8	6.5 ~7	文保元年1月5日。白河辺の人家ことごとく潰れ死者5人。清水寺の塔と鐘楼焼失。その他の寺院にも被害。 2~3日前に東寺の塔の折れ傾くほどの強震あり。余震多数。
20	1350. 7. 6	京都の地震	35.0 135.8	6	正平5年5月23日。祇園社の石塔九輪が壊れる。余震が7月初旬まで続いた。
—	1361. 8. 1	畿内諸国の地震			正平16年6月22日。数日前から京都付近に地震多発し、この日の地震で法隆寺の築地損傷。翌日も地震。次の地震の前震か？
21	1361. 8. 3	畿内・土佐・阿波の地震	33.0 135.0	8.2 ~8.5	正平16年6月24日。紀伊水道沖、南海道型。摂津四天王寺の金堂転倒し圧死者5人。京都東寺の講堂傾き、奈良興福寺、唐招提寺の堂塔等損壊。紀伊熊野神社等及び阿波、土佐でも被害。阿波を中心に津波被害大。
22	1369. 9. 7	京都の地震			正平24年7月28日。東寺の講堂傾く。史料が少ない。

第1編 総則  
第3章 南山城村の地勢と概要

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 暦 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
23	1425. 12. 23	京都の地震	35.0 135.8	6	応永32年11月5日。築垣多く崩れる。余震あり、この日終日震う。
24	1449. 5. 13	山城・大和の地震	35.0 135.6	5 3/4 ~6.5	宝徳元年4月12日。2日前から地震あり。仙洞御所傾き、東寺、神泉苑その他洛中の堂塔、築地の被害多く、東山、西山で地裂け、若狭街道の長坂付近の山崩れで人馬多数死。淀大橋、桂橋落ちる。余震が7月まで続いた。
—	1456. 2. 14	紀伊の地震			康正元年12月29日。熊野神社の神殿・神倉崩れる。京都で強震？
25	1466. 5. 29	京都の地震			文正元年4月6日。天満社、糺社の石灯籠倒れる。
26	1520. 4. 4	紀伊・京都の地震	33.0 136.0	7 ~ 7 3/4	永正17年3月7日。紀伊半島沖。熊野地方の社寺等に被害。津波あり。京都で御所の築地所々破損。
27	1586. 1. 18	畿内・東海・東山・北陸諸道の地震	36.0 136.9	7.8	天正13年11月29日。岐阜県北部を中心に山、崖崩れなど被害甚大。飛騨、美濃、近江各地の城、民家の埋没、倒壊、焼失、死傷者多数。この他尾張、伊勢、越中にもかなりの被害。京都では東寺の講堂等破損、三十三間堂の仏像 600体倒れる。
28	1596. 9. 5	畿内の地震 『慶長地震』	34.65 135.6	7 1/2	文禄5(慶長1)年閏7月13日。歌舞伎脚本「地震加藤」で有名。京都三条から伏見の間で被害も多く、伏見城天守大破し、石垣崩れて500余人圧死。京都では寺院や民家多数が倒壊し、「洛中の死者4万5千」の記事もある。特に瓦葺きの建物に被害が多かった。堺で死者600人、奈良の社寺にもかなりの被害。 この前日、別府湾にM7程度の地震があり、諸記録に混同が見られる。
—	1605. 2. 3	東海・南海・西海諸道の地震 『慶長東南海地震』	A33.5 138.5 B33.0 134.9	7.9 7.9	慶長9年12月16日。東海沖と紀伊水道沖の二つの海溝地震が連続的に起き、関東から九州の太平洋岸に大きな津波被害があった。京都で有感(震度不明)。
—	1614. 11. 26	越後高田の地震			慶長19年10月25日。「高田で大地震、大津波、死者あり」、また『徳川実紀』にも、「京洛で死者2人、負傷者370人」などの記録があるが、史料乏しく疑問が多い地震。
29	1618. 9. 30	京都の地震			元和4年8月12日。『京都府寺誌稿』に「不動院大破」
30	1662. 6. 16	比良岳付近の地震	35.2 135.95	7 1/4 ~7.6	寛文2年5月1日。比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎、志賀両郡で田畑85町歩湖中に水没、壊家1570戸。大溝で壊家1020戸、死者37人。湖西での沈下には考古学的、史料的証拠がある。彦根で壊家1000戸、死者30余人。朽木谷では比良岳の山崩れで榎村、

第1編 総則  
第3章 南山城村の地勢と概要

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 暦 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
31	1664. 1. 4	山城の地震		5.9	所川村がほぼ全滅。京都で町屋倒壊1000戸、死者200 余人。六地蔵、鞍馬でも山崩れ、向島で堤防が 550メートル切れるなど、中部から近畿にかけてかなりの被害。三方五湖付近で3~4.5メートルの隆起。余震が非常に多く、翌年まで続いた。花折断層もしくは琵琶湖西岸断層の活動に帰する説がある。
32	1665. 6. 25	二条城の地震		6	寛文3年12月6日。二条城や伏見の諸邸破損。吉田神社、加茂神社の石灯笼倒れ、所々の築垣崩れる。余震が月末まで続いた。
33	1694. 12. 12	丹後の地震			元禄7年10月26日。宮津で地割れて泥噴出、家屋破損、特に土蔵は大破損。
—	1703. 12. 31	江戸・関東諸国の地震『元禄地震』	34.7 139.8	7.9 ~8.2	元禄16年11月23日。伊豆大島東方沖、津波を伴い江戸、関東諸国に大被害。中でも小田原では城下全滅。京都で有感(震度Ⅱ程度)。
—	1707. 10. 28	五畿・七道の地震『宝永地震』	33.2 135.9	8.4	宝永4年10月4日。紀伊半島沖。わが国最大級地震の一つ。被害は五畿七道に及ぶ。津波被害は八丈島、伊豆半島から九州の太平洋岸、大阪湾、瀬戸内にも。推計被害は死者2万余人、全壊家屋約6万戸、流失家屋約2万戸。京都の震度Ⅳ~Ⅴ。
34	1751. 3. 26	京都の地震	35.0 135.8	5.5 ~6	宝暦元年2月29日。二条城の天守破損、御香宮の石鳥居の柱筋違い、諸社寺の築地や町屋等破損。土蔵の壁落ち、石灯笼は倒れあるいは破損あり。
35	1753. 2. 11	京都の地震			宝暦3年1月9日。洛中の築地等に小被害。
36	1774. 1. 22	丹後の地震			安永2年12月11日。屋根の石多く落ちる。京都有感。
37	1802. 11. 18	畿内・名古屋の地震	35.2 136.5	6.5 ~7	享和2年10月23日。滋賀・岐阜県境付近。奈良、名古屋、彦根などで小被害。京都で土蔵の壁落ち、石塔、石灯笼倒れる。
38	1819. 8. 2	伊勢・美濃・近江の地震	35.2 136.3	7 1/4	文政2年6月12日。滋賀県中部。近江八幡で死者5人、家屋全半壊 242戸。大溝で家屋全損傷、金廻で海寿寺潰れ圧死者70人、負傷者 300人。彦根その他でも大・小の被害。京都では石灯笼多く倒れる。
39	1830. 8. 19	京都及びその隣国の地震	35.1 135.6	6.5	天保元年7月2日。愛宕山付近。京都に大きな被害をもたらした最後の地震。『京都大地震』(三木晴男著、思文閣出版)に詳しい記載。京都で死者280人、負傷者1300人。亀岡で死者4人、負傷者5人、住家全壊41戸。大津



第1編 総則  
第3章 南山城村の地勢と概要

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 暦 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
40	1854. 7. 9	伊賀・伊勢・大和の地震	34.8 136.2	7 1/4	でも死者1人、負傷者2人、住家全壊6戸。愛宕山、高雄山は壊滅的な被害。清滝で住家多数被害。伏見の寺社30か所、住家45か所、土蔵、小屋20か所などに被害。六地藏橋、喰違橋、観月橋など損じ、宇治、精華町などにも小被害。北野天満宮の石灯籠 176本転倒。土蔵、門、塀、築地、民家の竈なども多く壊れた。地割れ、泥の噴出も。地震は鳴動にはじまり、その直後に大地震となった。この地震は上下動が強かったらしい。余震は非常に多く、同日の余震 400回、翌日600回、翌々日 100回という記事も見え翌年に及んだ。
—	1854.12.23	『安政東海地震』	34.0 137.8	8.4	安政元年11月4日。東海道沖の巨大地震。東海・東山・南海諸道の地震。被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。京都の震度IV～V。
—	1854.12.24	『安政南海地震』	33.0 135.0	8.4	安政元年11月5日。安政東海地震の32時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりと区別できない。東海地震と南海地震は連鎖的に起こることが多い。震害と津波被害は東海、近畿地方から中国、四国、九州に及ぶ。京都の震度IV～V。
41	1858. 4. 9	丹後宮津の地震			安政5年2月26日。宮津で地割れ、住家大破。岩ヶ鼻で土蔵の壁痛み、岩滝辺でも強い揺れ。
42	1891.10.28	『濃尾地震』	35.6 136.6	8.0	明治24年。わが国内陸部で最大規模の地震。被害は岐阜、愛知県を中心に全体の死者 7,273人、負傷者17,175人、住家全壊14万余戸。京都府南部で住家全壊13戸、道路22か所、橋梁2か所、堤防33か所の被害。余震多数。岐阜県南部の根尾谷断層が動いた。
43	1925. 5. 23	『北但馬地震』	35.6 134.8	6.8	大正14年。兵庫県但馬北部(城崎付近)の地震。豊岡から円山川河口にかけて被害が集中。全体で死者428人、負傷者 834人、住家全壊 1,295戸、住家焼失 2,180戸。久美浜湾沿岸の田畑約10ha 陥没して海となる。京都府北部で死者7人、負傷者30人、住家全壊20戸、住家半壊50戸。

第1編 総則  
第3章 南山城村の地勢と概要

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 曆 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
44	1927. 3. 7	『北丹後地震』	35.6 134.9	7.3	昭和2年。京都府北西部の地震(震央は竹野川上流)。被害は丹後半島(峰山町を中心)の頸部が最も激しく、北丹後一帯に大被害。火災が被害を大きくした。京都府の被害は死者 2,898人、負傷者 7,595人、住家全壊・全焼 6,918戸、非住家全壊・全焼 9,106戸。大阪府・兵庫県にもかなりの被害。この地震により、郷村・山田の二つの地震断層が現れた。
—	1944. 12. 7	『東南海地震』	33.6 136.2	7.9	昭和19年。静岡県沖の海溝地震。全体で死者・不明者 1,223人、負傷者 1,859人。住家全壊17,599戸、住家半壊 36,520戸。津波の被害により住家流出 3,129戸。京都府に被害報告なし。
45	1946. 12. 21	『南海道地震』	32.9 135.8	8.0	昭和21年。紀伊半島沖の海溝地震。津波被害も大きく全体で死者・不明者 1,443人、負傷者 3,842人、全壊・全焼・流出した住家・非住家15,640戸。淀川で京都の船舶64隻損失。
46	1952. 7. 18	『吉野地震』	34.5 135.8	6.7	昭和27年。奈良県中部の地震。全体で死者9人、負傷者 136人、住家全壊20戸、住家半壊26戸。京都府で死者1人、負傷者20人、住家全壊5戸、住家半壊10戸、道路3か所の被害。
47	1968. 8. 18	京都府中部の地震	34.2 135.4	5.6	昭和43年。京都府中部(和知町付近)の地震。綾部市で住家半壊1戸、住家破損1戸。和知町付近では、落石、道路亀裂などの被害が発生した。
48	1983. 5. 26	『日本海中部地震』	40.4 139.1	7.7	昭和58年。秋田県沖。被害は、秋田県で最も多く、青森・北海道がこれに次ぐ。日本海沿岸各地に津波による被害。日本全体で死者 104人(うち津波による死者 100人)、負傷者 163人(同 104人)、建物全壊 934戸、半壊2,115戸、流失52戸、一部破損 3,258戸。船沈没 255隻、流失 451隻、破損 1,187隻。津波は早い所では津波警報発表以前に沿岸に到達した。 京都・舞鶴とも無感であったが、津波により船沈没7隻、同破損18隻、住家床上浸水3戸などの被害。
49	1990. 1. 11	滋賀県南部の地震	35.1 136.0	5.0	平成2年。震央は琵琶湖南端部付近。最大震度は奈良で震度Ⅳ、京都と三重県各地で震度Ⅲを観測した。京都市中京区、下京区の数か所のビルで相当数の窓ガラスが割れ、コンクリートの壁の一部が落ちるなどの被害。
50	1995. 1. 17	『兵庫県南部地震』	34.6 135.0	7.3	平成7年。淡路島北部。神戸、洲本で震度Ⅵ、京都、豊岡、彦根で震度Ⅴ、大阪と関西各地で震度Ⅳを観測し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。なお、気象庁は震度Ⅶが制定されて以来46年ぶりにはじめて震度Ⅶの区域の存在を確認した。この地

第1編 総則  
第3章 南山城村の地勢と概要

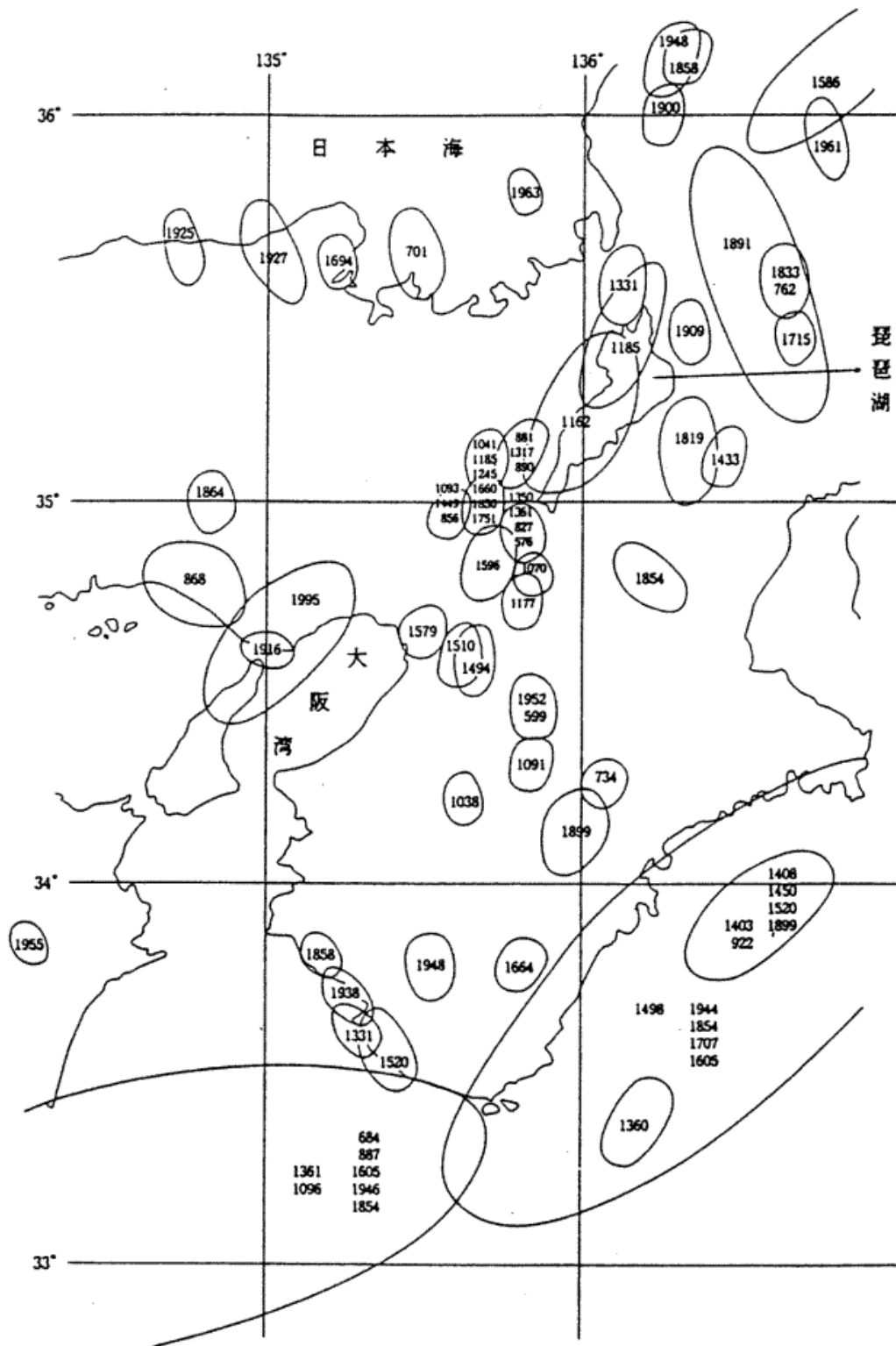
(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 曆 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
51	2001. 8. 25	京都府南部の地震	35.2 135.7	5.4	<p>震は、内陸で発生したいわゆる「直下型地震」で、多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。被害(同年12月27日現在)は、死者・不明者 6,310人、負傷者 4万人以上、住家全半壊 20万戸以上、火災 294件など、地震発生が早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災による。京都府でも、大山崎町で死者 1人が出たほか、京都市や亀岡市、城陽市など 8市町村で 49人が重軽傷を負った。京都市を中心に住宅 2,750棟が壊れ、公共建物など 246棟も被害を受けた。</p> <p>気象庁はこの地震を、「平成 7年兵庫県南部地震」と命名した。</p> <p>京都府南部。京都府の京北町、亀岡市、京都市、八幡市等、滋賀県大津市、大阪府箕面市、島本町で震度 4を観測したほか、近畿地方と香川県で震度 1～3、徳島県から高知県で震度 1～2を観測した。この地震により、京都市で負傷者 1名の被害があった。</p>
52	2004. 9. 5	紀伊半島沖・東海道沖の地震(前震)	33.0 136.8	7.1	<p>紀伊半島沖。城陽市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町で震度 4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度 1～3を観測した。また、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度 5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度 1以上を観測した。京都市で軽傷者 2名の被害があった。</p>
53	2004. 9. 5	紀伊半島沖・東海道沖の地震(本震)	33.1 137.1	7.4	<p>東海道沖。京丹後市、城陽市、八幡市、大山崎町、久御山町、京田辺市、井手町、木津町、八木町で震度 4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度 2～3を観測した。また、三重県松坂市、香良洲町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度 5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度 1以上を観測した。加茂町で重傷者 1名の被害があった他、府内では住家一部破損が 1棟あった。</p>

資 料：京都地方気象台  
参考文献：理科年表(丸善)、新編日本被害地震総覧(東京大学出版会)  
京都大地震(三木晴男著、思文閣出版)

近畿地方における大地震の分布

(数字は発生西暦年)



## 第4章 震災の想定

### 第1節 地震の発生場所及び地震の規模の想定

国や府等の調査結果によると、村域内に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、) 南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まると考えられる。

一方、内陸直下型地震に関しては、府域内外にマグニチュード7以上の地震規模を有することが予想される活断層（花折断層帯、奈良盆地東縁断層帯、琵琶湖西岸断層帯、西山断層帯、生駒断層、山田断層など）が複数存在している。

近年、福岡県西方沖地震や新潟県中越地震、能登半島地震などで見られるように地表に現れていない活断層によってマグニチュード7未満の地震が発生しており、震源に近い地域では大きな揺れが観測されている。

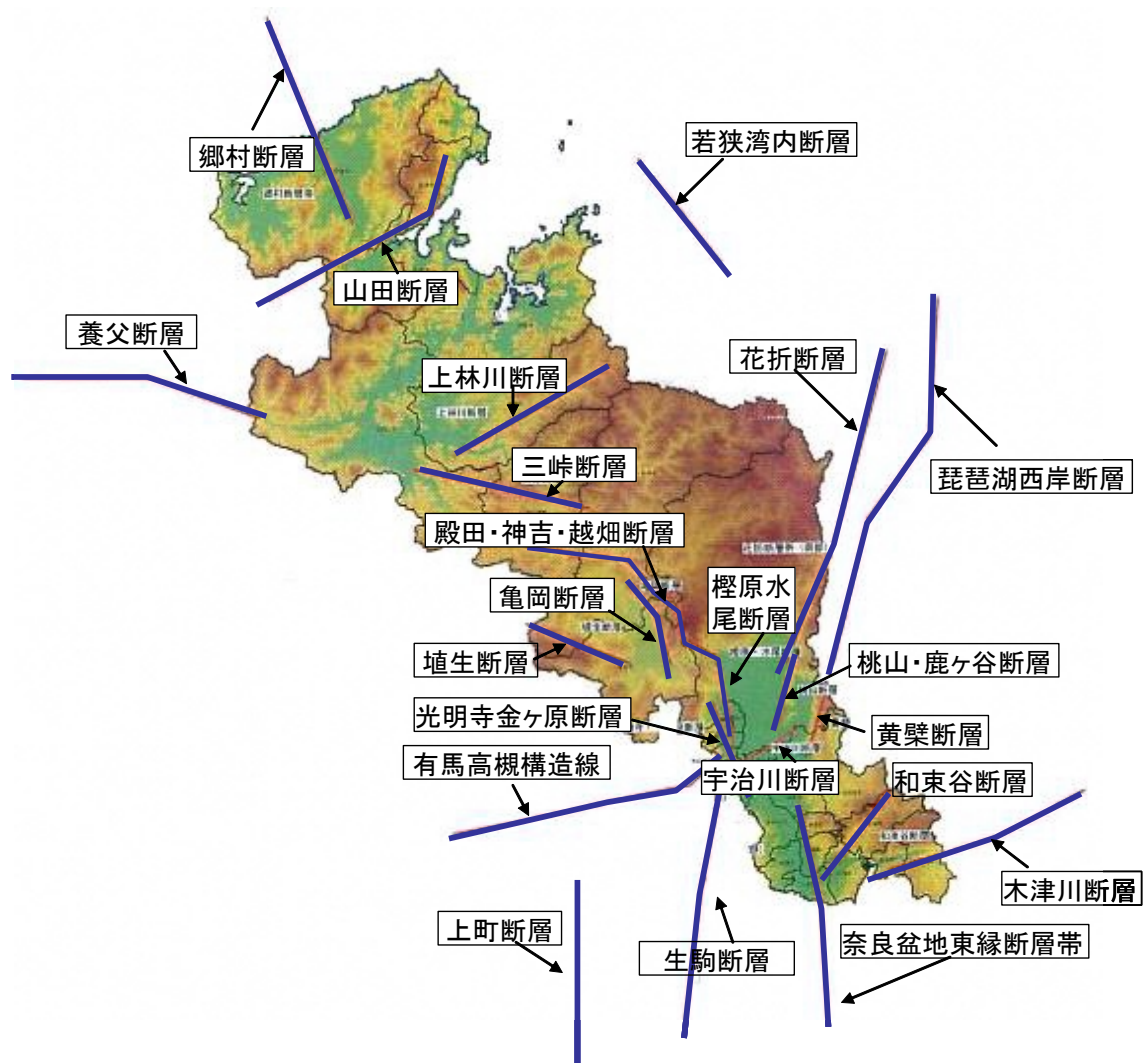
なお、南海トラフ地震の被害想定については、第5編南海トラフ地震防災対策推進計画に記載する。

対象震源断層		断層延長 (km)	地震の規模 (M)
花折断層帯	花折断層	46.5	7.5
	桃山-鹿ヶ谷断層	11	6.6
黄檗断層群		10	6.5
奈良盆地東縁断層帯		35	7.5
西山断層帯	亀岡断層	13	6.7
	樫原-水尾断層	15	6.6
	殿田-神吉-越畑断層	31.5	7.2
	光明寺-金ヶ原断層	15	6.8
三峠断層		26	7.2
上林川断層		26	7.2
若狭湾内断層		18	6.9
山田断層帯		33	7.4
郷村断層帯		34	7.4
上町断層帯		42	7.5
生駒断層帯		38	7.5
琵琶湖西岸断層帯		59	7.7
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯	34	7.2
	宇治川断層	10	6.5
木津川断層帯		31	7.3
埴生断層		17	6.9
養父断層		35	7.4
和束谷断層		14	6.7
東南海・南海地震		640	8.5
南海トラフ地震 ※		—	9.0

京都府地震被害想定調査結果 (2008)

※内閣府のデータを基にした京都府被害想定 (2014)

想定震源断層モデルの位置



海溝型地震 東南海・南海地震（同時発生）

京都府地震被害想定調査結果（2008）

第2節 被害予測

想定地震の発生により予測される被害は、次のとおりである。

第1 建物被害

地震が想定される震源の断層名		南山城村 における 最大予測 震度	建物被害		
			全壊 (棟)	半壊・ 一部損壊 (棟)	焼失建物 (棟)
花折断層	花折断層	6弱	110	410	-
	桃山-鹿ヶ谷断層	5弱	-	10	-
黄檗断層群		5強	10	40	-
奈良盆地東縁断層帯		7	1,270	1,070	340
西山断層帯	亀岡断層	4	-	-	-
	檜原-水尾断層	5弱	-	20	-
	殿田-神吉-越畑断層	5強	20	110	-
	光明寺-金ヶ原断層	5弱	10	30	-
三峠断層		4	-	-	-
上林川断層		4	-	-	-
若狭湾内断層		5弱	-	-	-
山田断層帯		4	-	-	-
郷村断層帯		5弱	-	10	-
上町断層帯		5強	20	120	-
生駒断層帯		6弱	220	630	100
琵琶湖西岸断層帯		6弱	60	260	-
有馬-高槻 断層帯	有馬-高槻断層帯	6弱	80	310	-
	宇治川断層	5強	10	30	-
木津川断層帯		7	2,470	830	640
埴生断層		5強	20	70	-
養父断層		5弱	-	10	-
和束谷断層		6弱	110	400	-
東南海・南海地震		5強	50	210	-
南海トラフ地震 ※		6弱	40		-

京都府地震被害想定調査結果 (2008)

※内閣府のデータを基にした京都府被害想定 (2014)

第1編 総則  
第4章 震災の想定

第2 人的被害

地震が想定される震源の断層名		南山城村 における 最大予測 震度	人的被害				
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)
				(人)	重傷者 (人)		
花折 断層帯	花折断層	6弱	-	30	-	10	400
	桃山-鹿ヶ谷断層	5弱	-	-	-	-	20
黄檗断層群		5強	-	-	-	-	50
奈良盆地東縁断層帯		7	30	170	30	110	1,790
西山 断層帯	亀岡断層	4	-	-	-	-	-
	檜原-水尾断層	5弱	-	-	-	-	20
	殿田-神吉-越畑断層	5強	-	-	-	-	100
	光明寺-金ヶ原断層	5弱	-	-	-	-	30
三峠断層		4	-	-	-	-	-
上林川断層		4	-	-	-	-	-
若狭湾内断層		5弱	-	-	-	-	-
山田断層帯		4	-	-	-	-	-
郷村断層帯		5弱	-	-	-	-	10
上町断層帯		5強	-	10	-	-	110
生駒断層帯		6弱	-	40	-	20	650
琵琶湖西岸断層帯		6弱	-	10	-	-	260
有馬-高槻 断層帯	有馬-高槻断層帯	6弱	-	20	-	10	310
	宇治川断層	5強	-	-	-	-	40
木津川断層帯		7	60	290	60	260	2,750
埴生断層		5強	-	-	-	-	70
養父断層		5弱	-	-	-	-	20
和束谷断層		6弱	-	30	-	10	410
東南海・南海地震		5強	-	10	-	-	210
南海トラフ地震 ※		6弱	-	40	-	-	

京都府地震被害想定調査結果（2008）

※内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）



参考：目次

第1編 総則 .....	1
第1章 計画の方針 .....	1
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	4
第3章 南山城村の地勢と概要 .....	12
第4章 震災の想定 .....	21